

# 路外駐車場の技術的基準

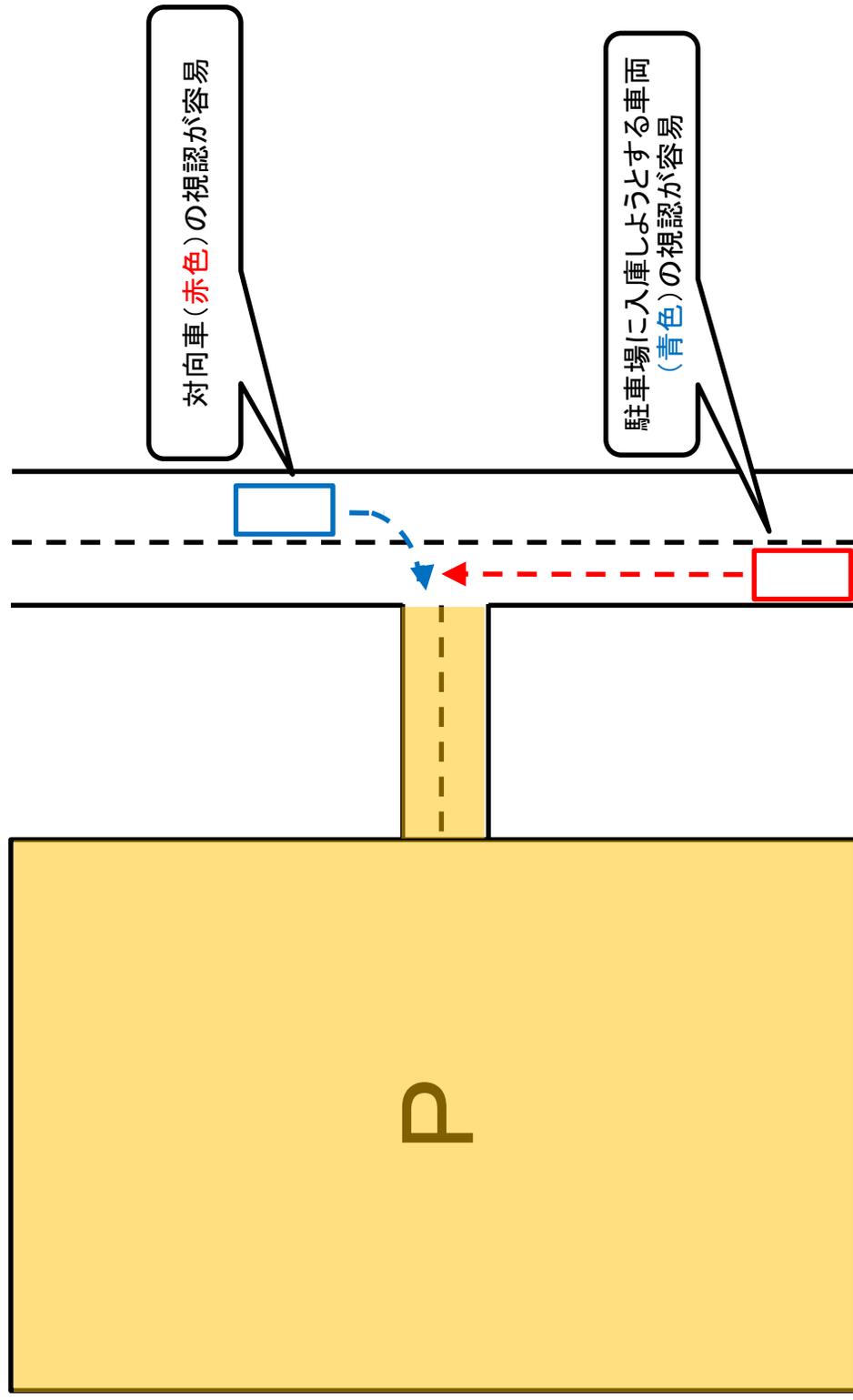
○駐車場の用に供する部分の面積が500㎡以上の一般公共の用に供する路外駐車場については、駐車場法に基づき構造及び設備についての技術的基準が適用される。

## 駐車場法施行令

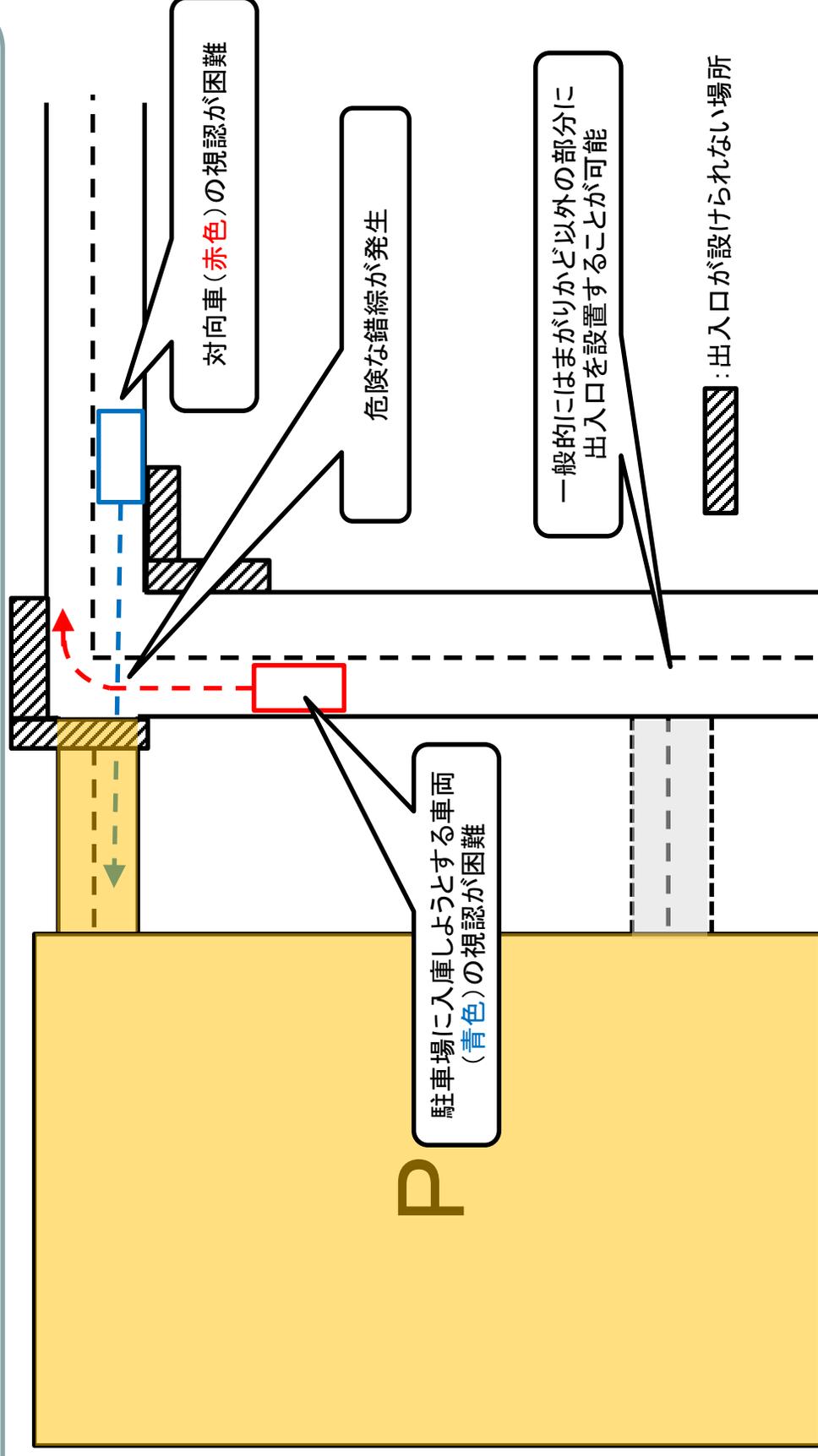
第7条 (自動車の出口及び入口に関する技術的基準)	<ul style="list-style-type: none"><li>・路外駐車場の出口及び入口を設けることができる箇所</li><li>・一定規模以上の路外駐車場における出口と入口の隔離</li><li>・出入口部分の隅切り</li><li>・出口部分の視認性</li><li>・国土交通大臣の認定により出入口の設置が可能となる箇所と要件</li></ul>
第8条 (車路に関する技術的基準)	<ul style="list-style-type: none"><li>・自動車の車路の幅員 5.5m以上(一方通行の自動車の車路の幅員 3.5m以上)</li><li>・はり下の高さ 2.3m以上</li><li>・縦断勾配 17%以下</li></ul>
第9条 (駐車場の用に供する部分の高さ)	<ul style="list-style-type: none"><li>・はり下の高さ 2.1m以上</li></ul>
第10条 (避難階段)	<ul style="list-style-type: none"><li>・建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車のために供する部分を設けるときは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けなければならない</li></ul>
第11条 (防火区画)	<ul style="list-style-type: none"><li>・建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合には、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画しなければならない</li></ul>
第12条 (換気装置)	<ul style="list-style-type: none"><li>・建築物である路外駐車場には、その内部の空気を1㎡につき毎時14㎡以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない</li><li>・ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であるものについては、この限りでない</li></ul>
第13条 (照明装置)	<ul style="list-style-type: none"><li>・自動車の車路の路面 10ルクス以上</li><li>・自動車の駐車場の用に供する部分の床面 2ルクス以上</li></ul>
第14条 (警報装置)	<ul style="list-style-type: none"><li>・建築物である路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない</li></ul>
第15条 (特殊の装置)	<ul style="list-style-type: none"><li>・予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない</li></ul>

# 入庫車両と対向車の錯綜

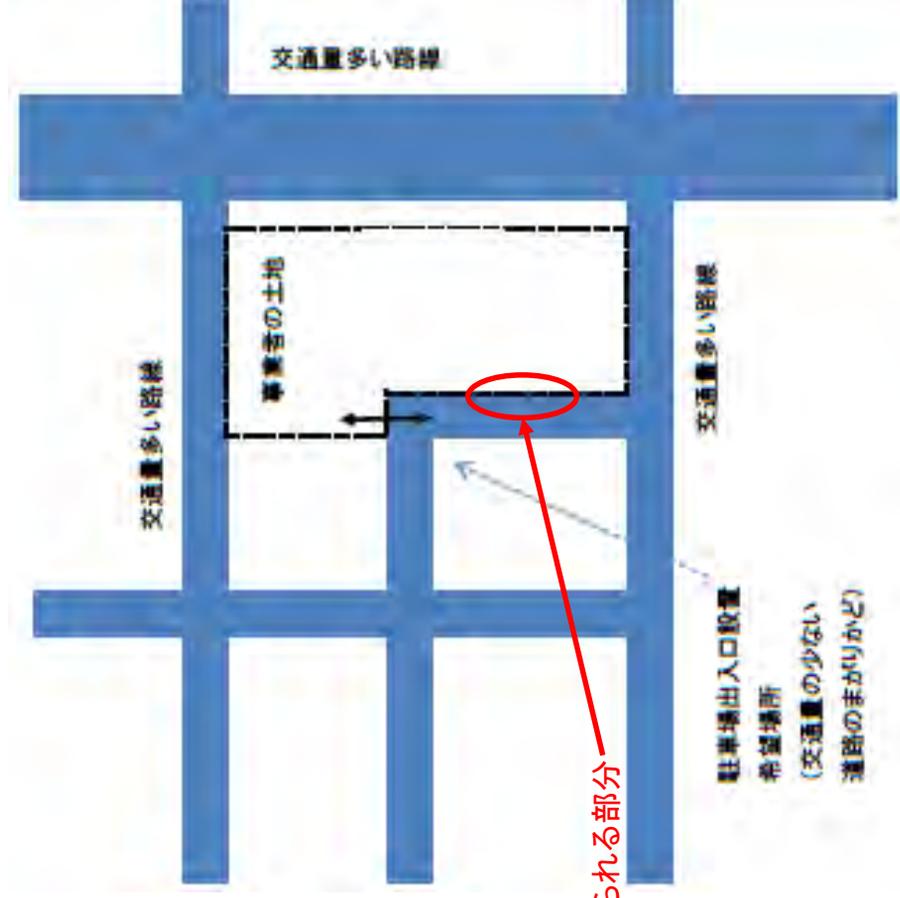
- 駐車場の出入口を設置した場合には、駐車場に入庫しようとする車両とその対向車との錯綜が発生。
- 下図のとおり、直線道路に出入口を設置すれば、駐車場に入庫しようとする車両(青色)とその対向車両(赤色)がそれぞれの存在を容易に認識することが可能。



- 一方、下図のとおり、まがりかどに出入口を設置した場合は、駐車場に入庫しようとする車両（青色）からその対向車（赤色）の視認が困難であるため、危険な錯綜が発生。
- また、駐車場法の技術的基準が適用される駐車場（駐車場の用に供する面積が500㎡以上）においては、一般的には、まがりかど以外の部分に出入口を設置することが可能。
- このため、駐車場法の技術的基準においては、道路のまがりかどから5m以内の部分における出入口の設置を認めていないところ。



○指定都市市長会から示された仙台市の事例については、道路のまがりかどから5メートル以外の直線道路の部分に出入口を設置することが可能であると考えられるため、現在、内閣府を通じて指定都市市長会に対し、実際に支障が生じた事例についての詳細等を確認中である。



出入口の設置が可能と考えられる部分

## 指定都市市長会からの提案についての考え方

○「道路のまがりかどから5メートル以内の部分」について、大臣認定制度の対象に含めない理由は以下のとおりである。

- ①まがりかどについては、一般的に見通しが悪いことから、そのような場所に路外駐車場の出入口が設置された場合は、入庫しようとする車両及びその対向車がそれぞれ存在を認識できずに危険な錯綜が発生するおそれがあること
- ②道路のまがりかどから5メートル以内の部分については駐停車を行うことが禁止されているところ、駐車場の出入口は一般的に順番待ち等の車両が滞留しやすいことから、通常想定されない対向車線にはみ出して通行する車両との衝突事故等が発生する危険性が高まるおそれがあること
- ③駐車場法の技術的基準が適用される駐車場（駐車場の用に供する面積が500㎡以上）においては、一般的には、道路のまがりかどから5メートル以内の部分以外の直線道路の部分に出入口を設置することが可能であると考えられること
- ④路外駐車場の出入口の設置が可能となる幅員6メートル以上の道路においては、そもそもまがりかどが存在するケースが少ないこと

## <「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」に係る対応状況>

### 【平成27年の地方からの提案等に関する対応方針】（平成27年12月22日閣議決定）（抄）

町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項の定着状況を踏まえ、都道府県知事同意について、平成30年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る。



**都道府県知事・市町村の協議に関して都市計画運用指針を平成28年4月1日に改正し、通知。**

### 都市計画運用指針の改正内容

#### 改正のポイント

- ①協議に当たったての**基本姿勢について明確化**
- ②都道府県と市町村の**協議ルールの定め方**や当該**ルールに定める事項の例示の追加**

#### 具体的な改正事項の例

【協議に当たったての基本姿勢】

- ✓ 市町村は、当該協議において、都道府県知事に対し、都市計画の案を丁寧に説明し、都道府県知事は、できる限り速やかに協議に係る都市計画の案について検討すべきである。
- ✓ 都道府県は、協議の観点から必要となる範囲において説明や資料作成等を求めるべきである。
- ✓ 都道府県知事と市町村は相互に説明を尽くし、協議が調うよう努めるべきである。 等

【ルールの定め方、ルールに定める事項の例示】

- ✓ 協議の実施方法等については、**都道府県・市町村間で調整の上ルール化**することが望ましい。その際、以下の点についてルール化することが考えられる。
  - ・ 事前協議の活用を基本とし、その際十分な時間的余裕を持って事前協議を行うこと。
  - ・ 事前協議を含め協議の標準的な協議期間の設定すること。
  - ・ 事前協議を含む協議における都道府県知事の意見を踏まえた案としない場合には、都市計画審議会に付議する際、都道府県知事の意見の内容及びそれに対する市町村の考え方を都市計画審議会に提出すること。 等